

○総務省令第一号

元号を改める政令（平成三十一年政令第四百十三号）の施行に伴い、及び地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第三十条の二第二項の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月七日

総務大臣 石田 真敏

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。
別紙様式第一号、別紙様式第一号の二及び別紙様式第二号中「長」を「令」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕い使用することができる。